

川崎市立川崎病院の連携登録医に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市立川崎病院（以下「病院」という）と連携登録医が緊密な連携を図りながら、患者中心の継続性のある適正な医療を確保するとともに、医学の進歩に対応した生涯研修に努め、もって地域医療の向上に寄与するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(連携登録医の登録・取り消し)

第2条 連携登録医の資格は、前条の趣旨に賛同し、かつ病院に登録申込をした地域の医療機関の医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）とする。

2 医師等が連携登録医の登録申込をするときは、川崎市南部2区（川崎区及び幸区）の医師会会員又は歯科医師会会員（以下「会員」という。）にあっては、それぞれの区医師会会長又は区歯科医師会会長が病院への登録申込をする会員の氏名及び必要事項を記した連携登録医登録申込書を病院に提出するものとし、会員以外の医師等にあっては、当該医師等が氏名及び必要事項を記した連携登録医登録申込書（以下「申込書」という。）を病院に提出するものとする。

3 病院は、申込書に基づき、連携登録医として登録した場合は、会員又は会員以外の医師等に登録証を交付する。また、登録証を交付された医師等の同意を得て病院内、病院ホームページ等で連携登録医であることを掲載するものとする。

4 連携登録医が登録する必要がなくなった場合又は取消を希望する場合は、会員にあっては会員が所属する区医師会会長又は区歯科医師会会長が、会員以外の医師等にあっては当該医師等が、病院に申し出て連携登録医の登

録を取り消すことができる。

(紹介・逆紹介制の導入)

第3条 病院は、地域の医療機関からの紹介による予約診療制を導入するものとする。

2 地域の医療機関からの紹介による患者の病状が安定し、又は軽快した場合は、原則として紹介元医療機関に逆紹介するものとする。

3 紹介がなく来院した患者の病状が安定し、又は軽快した場合は、原則として当該患者のかかりつけ医に逆紹介するものとし、かかりつけ医がない場合は、当該患者が選択した地域の医療機関に逆紹介するものとする。

4 第2項及び第3項に定める紹介・逆紹介制が円滑に運営されるよう連携登録医と病院は、相互に協力するものとする。

(登録機関・更新)

第4条 連携登録医の登録期間は2年間とし、特別の事由がない限り、引き続き登録期間を更新するものとする。

(病院情報の提供)

第5条 病院は、外来診療担当表、病院が開催する講習会、講演会、公開講座に関する情報等を連携登録医に提供するものとする。

(共同利用)

第6条 連携登録医は、病院施設等を利用することができるものとし、その運用は、川崎市立川崎病院施設等共同利用要綱に定める。

2 連携登録医が病院の施設を利用するときは、病院が発行する名札を付け、病院の諸規則を遵守するものとする。

(諸記録の閲覧)

第7条 連携登録医は、診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録を閲覧することができるものとし、その運用は、診療並びに病院の管理及び運営

に関する諸記録の閲覧に関する要綱に定める。

(個人情報保護)

第8条 連携登録医は、病院で知り得た個人情報（以下「個人情報」という）を正当な理由なく、第三者に開示、漏洩してはならない。

2 連携登録医は、個人情報を病院の許可なく使用し、複写し、又は複製してはならない。

3 連携登録医は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等の防止に万全を期するものとし、その事故等が発生したときは、直ちに病院に連絡しなければならない。

(紛争の処理)

第9条 連携登録医と病院との間で何らかの紛争が生じた場合は、連携登録医と病院が協議し問題解決を図るものとする。

(庶務)

第10条 連携登録医に関する庶務は、川崎病院患者総合サポートセンターにおいて処理する。

(協議)

第11条 この要綱の条項の解釈に疑義が生じた場合又はこの要綱に定めのない事項については、連携登録医と病院が協議のうえ、その都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。